

秋田県立図書館分館あきた文学資料館エレベーター保守点検業務委託 特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 秋田県立図書館分館あきた文学資料館エレベーター保守点検業務委託
- 2 業務場所 秋田県秋田市中通六丁目6-10 あきた文学資料館
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」による。

II 業務範囲

1 業務対象設備仕様

- 数量 : 1台
メーカー : 三菱電機
名称 : AXIEZ (アクシーズ)
規格 : 機械室レス式乗用エレベーター750kg
定員 : 11名
定格速度 : 45m/min
停止階数 : 2階
付加装置 : 停電時自動着床装置、地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、オートアナウンス装置、視覚障害者対応仕様、車椅子対応仕様

2 契約種別

POG契約とする。

3 点検回数

年4回定期的に点検を行うものとする。
不定期の故障についても、速やかに対応すること。

4 点検内容

共通仕様書による。

5 点検基準

共通仕様書及び昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書（(一財)日本建築設備・昇降機センター発行）による。

6 業務の実施日時

- (1) 3の定期点検は、原則、あきた文学資料館の開館日に実施する。
また、点検業務の実施時間は、発注者の就業時間内（土曜・日曜・祝日を除く平日の8:30～17:15）に行うものとする。ただし、受注者の都合により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 発注者が特別な理由により、あきた文学資料館開館日以外又は発注者の就業時間外に業務を行うことを指定する場合には、発注者と受注者が協議の上実施を決定する。

7 遠隔監視

次の項目について、遠隔点検、遠隔診断装置をエレベーターに設置し、電話回線を介して監視センターにて常時監視することとする。

- (1) 電源異常
- (2) 起動不能
- (3) 閉じ込め故障 (自動通報機能)
- (4) 運行異常

また、遠隔監視を行う時間は、毎日午前9時30分から午後5時までとする。

エレベーターの異常を受信した場合は、施設管理担当者と連絡を図り、求めに応じてエンジニアの派遣を行う。

8 直接通話

かご内にカメラを設置し、閉じ込め故障時には、かご内と監視センターとの間での直接通話及びカメラでかご内の状況を確認後、エンジニアの派遣を行う。

III 提出書類

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 委託業務着手届 | 契約後速やかに |
| 2 業務計画書 | 契約後速やかに |
| 3 点検報告書 | 作業実施後 |
| 4 完了報告書 | 履行期限後速やかに |

IV. その他

1 消耗品・修理品

消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等、受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。

本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。

消耗品・修理品は製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

2 事故等の措置

故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに業務場所へ到着し当該対策作業にとりかかること。

本エレベーターは、遠隔監視システムを有しているため、エレベーター保守管理会社はここからの信号を情報センター等で受信可能なこと。遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受注者の負担で実施すること。異常を受信した場合は、業務場所へ最短で出動できる技術者に指令し、復旧活動を迅速に行うこと。

情報センター等では、かご内のインターホンと直接通話できる装置を具備していること。

3 点検技術者

本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者1名以上で行うこと。

4 履行確認

発注者は第三者機関確認立ち会いの下、仕様のとおり適正に履行されているかについて、確認を行うことができるものとする。

5 協議

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

秋田県立図書館分館あきた文学資料館エレベーター保守点検業務委託

保守点検時の無償消耗部品一覧

機種名:三菱「AXIEZ(アクシーズ)」

部 品 名
・制御盤内ヒューズ(NFブレーカーを除く)
・制御盤内抵抗管(回生抵抗を除く)
・かごドア装置用Vベルト、ベルト
・給油器油芯(繊維)
・ドアシュー(戸の脚)
・照明ランプ、スターター(ネオン管、インテリア照明、特殊な発光体を除く)
・インジケータ用ランプ(ネオン管、インテリア照明、特殊な発光体を除く)
・操作盤、乗場押ボタン用ランプ(ネオン管、インテリア照明、特殊な発光体を除く)
・かご室内停電灯用ランプ(ネオン管、インテリア照明、特殊な発光体を除く)
・点検用オイル、グリス類(巻上機ギヤオイル及び緩衝器の作動油を除く)
・ウェス、サンドペーパー
・ビス、ナット、ワッシャー